

国官会第17241号
国北予第19号
令和6年12月20日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿
国 土 地 理 院 長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について

標記について、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成24年3月19日付け国官会第3186－2号、国地契第91号、国北予第36号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成24年3月19日付け国官会第3186－2号、国地契第91号、国北予第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2 対象事業 上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が <u>3億4,000万円</u> 以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国	2 対象事業 上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が <u>3億円</u> 以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111

港技第 111 号、国北予第 75 号) 記 1 に定める額をいう。) 以上の工事とするものとする。

号、国北予第 75 号) 記 1 に定める額をいう。) 以上の工事とするものとする。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日以降に請負契約を締結する工事の手續について適用する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に契約締結を予定していた工事について、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和 7 年 4 月 1 日以降となったものの手續については、なお従前の例による。